

条件付債権放棄の会計・税務問題

—— 旧日本興業銀行の税務訴訟事例を素材として ——

醍 醐 聰

1. 未確定の債権放棄をめぐる会計問題

わが国では企業再生あるいは清算の過程で当該企業の主力融資銀行や親会社等が債権放棄を行う例がしばしば見受けられる。この場合、債権を放棄した金融機関等の側では債権放棄損が計上され、債務者たる企業の側では債務免除益が計上されることになる。しかし、こうした会計処理は債権放棄が無条件に確定的に行われた場合の話である。現実には債権放棄に種々の条件が付帯する場合も見られ、当該条件が成就する可能性が不確定なまま期末決算を迎えるといった状況も想定される。こうした「条件付債権放棄」の場合、条件成就の可能性と関わらせて債権放棄損の「実現」をどのように解釈すればよいのか、当該条件が民法 127 条で規定された「解除条件」か「停止条件」か（両者の意味は 5 節で触れる）で会計上あるいは税務上の処理はどのような影響を受けるのか、受けないのかといった問題が生じる。

本稿では、旧日本興業銀行（以下、「旧興銀」と略す）が解除条件付で住宅金融専門会社（以下、「住専」と略す）向けの債権を放棄し、債権放棄損を当年度の損金として申告したところ、課税庁がそれを否認したことから生じた訴訟事件を素材にして、これまで財務会計研究で取り上げられることがほとんどなかった条件付債権放棄の会計・税務問題を検討してみた。

2. 旧日本興業銀行の債権放棄損をめぐる訴訟の経過と争点

1996 年の第 136 通常国会は、経営が破綻した住専各社への公的資金投入をめぐる紛糾し、多数の地方議会からも公的資金投入に反対の決議がなされるなど、住専処理問題が社会の関心の的になったことは記憶に新しい。この問題で政府は 1995 年 12 月 19 日付の閣議決定として、経営破綻に陥っていた住専の処理策を定め、翌 1996 年 1 月 30 日の閣議了解として、住専母体行の債権全額放棄等を内容とする住専処理の具体策を策定した。その上で、政府は関係者が最大限の努力を払っても補填できない住専 6 行の債務を処理するため、6,850 億円の公的資金を投入する案を盛り込んだ予算案を国会に提出した。これを受けて、日本ハウジング

ローン株式会社（以下、「JHL社」と略す）の母体行であった旧興銀は関係金融機関と協議を重ねた結果、1996年3月29日付で対JHL社向けの貸付金残額約3,761億円（以下、「本件債権」と略す）全額を放棄する旨を盛り込んだ債権放棄約定書を交わした。その際、この約定には、平成8年12月末までに政府の住専処理スキームが成立せず、JHL社の営業譲渡及び解散の登記が行われないことを解除条件とする旨の付帯事項が付いていた。

ところが、前記のように住専処理策のための公的資金投入には世論の激しい批判が起り、同処理案を盛り込んだ予算案は新進党（当時）の国会内座り込みによる抵抗もあって1996年3月末までに成立に至らなかった。しかし、旧興銀は本件債権放棄損を1996年3月期の損益計算書に損失として計上した。そして、同額を当年度の損金に算入した確定申告をしたところ、所管の麹町税務署長は1996年8月23日付で当該損金を否認する更正処分を行った。これに対し、旧興銀は8月27日に当該処分に伴う追徴税額2,226億円を仮納付したうえで、処分を不服として8月30日に国税不服審判所に審査請求を申し立てた。しかし、1997年10月27日、同審判所はこの請求を棄却する裁決を下した。そこで、同10月30日、旧興銀は東京地方裁判所に麹町税務署長を相手取って更正処分の取消等を求める提訴をしたのである。

本稿の以下では、この税務訴訟（以下、「本件訴訟」と略す）を事例として条件付債権放棄の会計・税務問題を検討したい。結果を先にいうと、本件訴訟は1審（東京地裁）旧興銀勝訴、2審（東京高裁）課税庁逆転勝訴、3審（最高裁）旧興銀再逆転勝訴、という変転を辿ったが、争点は一貫して次の2点であった。

〔争点1〕本件債権は1996（平成8）年3月末時点で全額が事実上、回収不能の状態にあったか？

〔争点2〕本件債権は1996年3月29日に交わされた解除条件付債権放棄の約定によって法律上、全額が回収不能となっていたか？

これら2つの争点に関する原告、被告の主張、1、2、3審判決の要旨は表1にまとめた通りである。紙幅の制約上、ここでは各主張・判断の詳しい説明は省略し、以下、3節では争点1、2の背景にある債権の貸倒損失に関する税務上の取り扱いについて概説する。続く4節では、争点1を検討することにした。

ところで、以上の各争点を見ると、本件訴訟は条件付債権放棄をめぐる税務問題に尽きるかに見える。しかし、本件の審理の過程で原告および原告の主張を支持する鑑定意見書を提出した会計学者は、原告が1996年3月期決算において本件債権全額を貸出金償却として損失に計上した会計処理は企業会計上適正と認められるものであり、会計監査人もこうした会計処理を含む原告の財務諸表に無限定適正意見を表明している。とすれば、課税所得は「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」と定めた法人税法22条4項の規定に照らし、本件に適用すべき別段の定めが法人税法にない以上、企業会計上適正と認められた処理を税務上否認することは許されない、と論じている。こうした議論を

表 1 旧日本興業銀行法人税更正処分等取消請求事件の争点と裁判の経過

争点	争点 1 事実上の貸倒れの有無	争点 2 法律上の貸倒れの有無
原告の主張	<p>本件債権は平成 8 年 3 月末時点で全額が回収不能の状態であったか</p> <p>1. 本件債権は JHL 社の整理に至る歴史的経過の中で、債権的合意あるいは社会通念上最劣後化しており、全額が回収不能の状態にあった。</p> <p>2. 法人税法上、別段の定めがない限り、企業会計上、正当と認められる処理を税法固有の考慮によって否認することは許されない。</p>	<p>債権放棄によって本件債権は平成 8 年 3 月末時点で法律上、回収不能となったか</p> <p>平成 8 年 3 月末時点で政府の住専処理策が成立することは確実な状況にあった。本件債権放棄は本件債権が経済的に無価値であることを確認するものであり、法的整理に移行した場合の原告の債権者としての地位を名目的に確認するものにすぎなかった。</p>
被告の主張	<p>JHL 社にはなお約 1 兆円の資産が残っており、政府の住専処理策が実現せず、法的整理に移行した場合は、本件債権の一部を回収することは可能であった。</p>	<p>平成 8 年 3 月末時点で政府の住専処理策が成立するかどうかは全く判断を許さない状況にあった。仮に、成立しなければ、関係者合意は白紙に戻り法的整理に移行して、被告の債権も一部回収可能な状況になる。よって、本件債権は解除条件が付された債権放棄によって無価値になったとはいえない。</p>
1 審判決 (東京地裁)	<p>法的措置を講じれば、ある程度の回収を図れる可能性が残されている場合であっても、債務者の財務状況や債権者と債権者との関係、債権者が置かれている経済的状況、強制執行に伴うリスク等を総合的に考慮すると本件債権は平成 8 年 3 月末の時点で全額が回収不能になっていた。</p>	<p>被告が法的措置を講じて本件債権の一部の回収を図ることは系統を始めとすると関係者や世論の反発を招くことは必至の状況であったから、そうした有害無益で非合理的な行動は行うに値しない。</p>
2 審判決 (東京高裁)	<p>1. JHL 社には借入金総額の 44%にあたる約 1 兆円の資産が残っていたことから言って、平成 8 年 3 月末の時点で本件債権の全額が回収不能であったとは言えない。</p> <p>2. 貸倒れによる損金算入時期を人為的に操作して課税負担を免れようとする操作の余地を防ぐためにも、全額回収不能の事実が客観的に認知された時点で損金に算入すべきであり、これが公正妥当な会計処理の基準に適合する。</p>	<p>本件債権の放棄に関する関係金融機関の合意は政府の住専処理策とそれを前提にした予算が成立し、公的資金が投入されることが前提であった。この前提が定まらない平成 8 年 3 月末の時点で本件債権が法的に最劣後のものとなっていたというこはできない</p>
第 3 審判決 (最高裁)	<p>被告銀行が社会的批判や系統の反発に伴う経営的損失を覚悟してままで、非母体金融機関に対し、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することができたとは社会通念上、想定し難い。</p>	<p>争点 1 に関する判断は本件債権の放棄が解除条件付きでされたことによつて、左右されるものではない。</p>

念頭におくと、本件訴訟は直接には税務上の問題であるとはいえ、本件債権について原告、旧興銀が行った企業会計上での処理を公正妥当なものとして評価できるかどうか、裁判の帰趨を左右する重要な要素の一つとなっていたといつてよい。そこで、本稿の5節では条件付債権放棄の条件成就の可能性を吟味すると同時に、それと会計処理がどのようにリンクするかについて検討を加えることにする。最後の6節では、貸倒損失の期間帰属を論じる実益について検討しておく。

3. 債権の貸倒損失に関する法人税法の基本的枠組み

債権の貸倒損失に関する税務上での取り扱いとは企業会計上での取り扱いと比べて複雑で、(1)事実上の貸倒れと(2)法律上の貸倒れを区別して、次のような枠組みになっている。

まず、「事実上の貸倒れ」とは債務者の資産状態、支払能力等からみて債権の全額が回収できないことが明らかな状態を指し、このことが明らかになった年度に当該債権全額を貸倒れとして損金に算入することが認められる(法人税基本通達9-6-2)。他方、「法律上の貸倒れ」とは債権の切捨てや債権放棄といった法律行為の結果として資産価値が消滅することをいう。この場合も当該債権切捨てや債権放棄によって損失が確定した場合はその年度の損金に算入される。その際、法律行為といっても法令の規定による整理手続だけでなく、①債権者集会の協議決定で合理的な基準により債権が切り捨てられた場合、②行政機関又は金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の契約で債権が切り捨てられた場合も含まれる(法人税基本通達9-6-1)。

ただし、ここで留意しなければならないのは、債権の切捨てや債権放棄等が回収不能な債権について行われたものでなければ全額損金に算入されることにならないという点である。このように言うと、回収不能の債権を放棄するのは無意味な行為と思われるかもしれない。しかし、まだ回収の可能性が残されている債権を放棄する行為は税務上、債務者に経済的利益を供与する行為とみなされ、その部分は寄附金と認定されて損金算入は否認される(法人税法37条2項、別段の定め)。このように、回収不能が確定的となった債権の放棄でなければ損金算入を認めないのは、回収可能性が残されている債権がある年度に任意に放棄して損金とし、課税所得を年度間で恣意的に付け替える行為を許すことになるからである。また、いったん放棄した債権を後年度に課税庁が捕捉しにくい裏で回収するといった操作を警戒しているためでもあると言われている。

もっとも、回収可能性が一部でも残されている債権の切捨てや債権放棄は常に損金算入を否認されるのかというところではない。子会社等が業績不振に陥り、多額の損失を抱えて整理を行う場合に、親会社等は有限責任の枠内で損失を負担するだけではすまない場合が多い。その場合に、親会社等が今後さらに大きな損失を蒙ることが明らかであって、債権放棄等に

よる損失負担をすることに相当の理由があると認められるとき、あるいは業績不振の子会社等の倒産を防止するために、合理的な再建計画に基づいてやむを得ず行われた債権放棄等による損失負担であるときは、寄附金認定をせず、全額を損金として認容することになっている(法人税基本通達 9-4-1, 同 9-4-2)。ここでいう「相当の理由」とは例えば、子会社の整理にあたって子会社自身に従業員退職金を支払う余裕資金がなく、そのままでは親会社が子会社の従業員を再雇用せざるを得ないような場合に、そうしたより大きな負担を回避するために親会社が退職金の支払原資として必要な資金を子会社に援助するようなケースが想定されている。なお、ここでいう子会社等のなかには子会社だけでなく、取引関係、人的関係、資金関係など密着した関係を有する他企業も含まれる¹⁾。

次に、債権の貸倒れ損失に関する税務を知るうえで、直接償却と間接償却の区別を理解しておく必要がある。「直接償却」とは回収不能となった債権の切捨てや債権放棄によって対象債権全額を資産勘定から切り離し、損失勘定に振り替える処理のことをいい、「間接償却」とはいまだ回収不能とはいええないが、将来回収不能になると見込まれる債権部分を貸倒引当金に繰り入れ、当該繰入額をその期の損失として計上する処理のことをいう。したがって、間接償却の場合は、当該債権はなお資産として存在した状態となる。

戦後わが国の法人税法は金銭債権の評価損の計上を認めていないため(法人税法 33 条 2 項)、債権が全額回収不能となるまでは直接償却をできない仕組みになっていた。しかし、1954 年に債権の貸倒れに関して発出された通達において、全額が回収不能になる以前の段階でも和議の成立等によって債権の一部を切り捨てたような場合、当該金額を「債権償却引当勘定」(1964 年に「債権償却特別勘定」と改称)へ繰り入れる損金経理が認められた²⁾。

4. 本件債権は事実上回収不能であったか

4-1 論点の整理

住専の母体行の多く(さくら銀行、あさひ銀行、三和銀行、大和銀行、東海銀行、日本債券信用銀行)は対住専向け債権の一部を企業会計上で債権償却特別勘定へ繰り入れる間接償却を採用したが、税務申告では益金に加算処理している³⁾。これに対して、旧興銀は 1996 年 3 月期決算において JHL 社向け債権の全額を直接償却した。したがって、これが税務上当期の損金として認容されるかどうかは、1996 年 3 月末の時点で JHL 社向け債権の全額が回収不能となっていたと判断できるかどうかにかかっている。これをめぐって法廷では争点が二つに分かれたことは先に指摘したとおりであるが(表 1 参照)、原告旧興銀および原告勝訴の判断を下した 1 審東京地裁判決と最高裁判決は、1996 年 3 月末の時点で JHL 社向け債権の全額が事実上回収不能となっていたかどうかという〔争点 1〕に議論の重心をおき、1996 年 3 月末の時点で JHL 社向け債権の全額が法律上回収不能であったかどうかは〔争点 1〕の結論を

覆すものではないとみなした点で共通していた。最高裁判決に至っては、当時、本件債権の全額が回収不能であったことは明らかであり、「このことは本件債権の放棄が解除条件付きでされたことによって左右されるものではない」と断じ、「争点2」については判断を省いている。

このように1審東京地裁判決と最高裁判決が「争点2」に重きを置かなかったのは、かりに母体行の全額債権放棄を盛り込んだ政府の住専処理スキームが成立せず、法的整理に移る余地が残されていたとしても、「B銀〔旧興銀のこと〕が社会的批判や機関投資家としてB銀の金融債を引き受ける立場にある農協系統金融機関の反発に伴う経済的損失を覚悟してまで、非母体金融機関に対し、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、社会通念上想定し難い」⁴⁾とみなされたからであった。

これに対して、被告および被告勝訴の判断を下した2審東京高裁判決は、1996年3月末の時点でJHL社にはなお負債総額の43.9%に相当する1兆817億円の総資産が残っていたことを指摘した上で、本件債権の全額が回収不能となっていたかどうかについて、次のように判示している。

「日本ハウジングローンの母体行、一般行及び農協系統金融機関は、本件事業年度中に、本件閣議決定及び閣議了解に基づく住専処理計画に同意していたことが認められるものの、その同意は、あくまでも、住専処理法及び住専処理に係る予算が成立して、公的資金が導入されることを大前提とするものであったのであり、日本ハウジングローンの関係金融機関は、その後、翌事業年度に入ってから、住専処理法等が成立し、日本ハウジングローンがその営業を譲渡したのを受けて、預金保険機構が示した住専処理に係る基本協定に同意したのであるから、行政機関等の斡旋による当事者の協議が成立したのは、翌事業年度においてであったというべきであり、……本件事業年度における損金算入を認めることはできない。」⁵⁾

つまり、被告あるいは東京高裁判決は、旧興銀のJHL社向け債権の全額が1996年3月末の時点で回収不能となっていたかどうかを判断するにあたって、本件債権放棄に付された解除条件が成就する可能性はどうかであったかという点に重きを置き、住専処理法案をめぐる当時の国会審議、世論の動向等から解除条件が成就するかどうかは全く予断を許さなかった、したがって当該債権放棄損は1996年3月末時点で確定しておらず、その全額を当期の損金に算入することは認められないと判断したのである。

筆者は既稿において、経営が破綻した会社の損失処理をめぐる、当該会社の経営に深く関与した金融機関の責任はどうあるべきかという貸手責任(Lender Liabilities)を規範論の見地から論じた。そこで筆者は、「支配あるところに責任あり」の法理を援用して、債権全額の放棄を超える負担を求める、いわゆる完全母体行主義が妥当する余地があったと指摘した⁶⁾。

しかし、本件債権の回収可能性を評価するにあたって適用すべきは、あくまでも課税所得計算を律した当時の法規定であって、種々の規範論は、それが法規定として実効性を付与されなければ、この種の係争事件を処理する規範となり得ないことは明らかである。

そこで、以上のような争点を念頭において、以下では、

- (1) 1996年3月期決算の時点で政府の住専処理策が成立する見通し（解除条件が成就する可能性）はどの程度であったか？
- (2) かりに、住専処理策が成立しなかった場合、法的整理に移行する可能性はどの程度であったか？

という順序で、本件債権の回収可能性を検討していくことにする。

4-2 解除条件成就の可能性

政府は1996年1月30日の閣議了解に基づいて、住専母体行の債権全額の放棄、6,850億円の公的資金の投入、住専向け債権の譲渡先としての住専処理機構の設立等を盛り込んだ住専処理策をまとめた。しかし、公的資金投入に対する世論の反発は激しく、地方議会も相次いで公的資金投入に反対の決議を挙げるなど大きな社会問題となった。例えば、『朝日新聞』が1996年2月25、26日に実施した世論調査によると、公的資金の投入に反対する意見が87%にのぼった。また、同新聞が翌3月10、11日に行った緊急世論調査でも54%が住専処理予算案から公的資金投入案を削除することを支持し、21%が予算の凍結を求めた。その一方で、政府案のまま成立させることを支持する意見は12%にとどまった。また、景気のことを考えて「予算は年度内に成立させた方がよい」という回答が40%であったのに対して、「年度内の成立にこだわらず、住専問題の論議を尽くした方がよい」とする回答が46%であった。こうした世論の動向を受けて、住専処理策の実行に必要な1997年度予算を審議した国会は、3月4日から新進党（当時）議員が衆議院予算委員会室前で座り込みを続けるなど異例の展開になった。その間、与党自民党や社民党内からも予算凍結論が噴出し、予算案の年度内成立は極めて不透明な状況になっていた。

こうした状況のなかで住専処理策が成立する見通しはどうであったかを、当時のマスコミ報道で確かめておきたい。

「政府の住専処理策は、金融機関が債権を放棄すれば、大蔵省はこれを損金とし、無税償却を認めるという仕組み。ところが、住専処理を盛った予算案は国会で暗礁に乗り上げ、2月末になっても成立の目途が立たない状態。処理策が確実に発効する保証がなくなって、母体行は浮足立った。『3月期決算に合わせて一方的に債権を放棄したものの、結果的に処理策が実現しなかったら、株主代表訴訟の材料になってしまう。』（大手銀行幹部）」（『毎日新聞』1996年3月16日）

「財政資金の投入に対する国民の批判をかわそうとして、政府・与党はいま、母体行の負担を増額するよう迫る姿勢をみせている。しかし、『財政資金』であれ『母体行の負担』であれ、もとはといえば国民の資産である。国民の資産である預貯金が住専につき込まれ、巨額の不良債権が発生した。その損失の穴埋めに再び国民の資産を使うという『住専処理策』の構造が国民の反発を呼んでいる。

新年度予算案から 6,850 億円を削除して、法的手続きによって住専を処理することは、いまや机上の空論ではない。大蔵省を中心とした『霞ヶ関』の密室行政が決定した政策に対して世論はノーといっているのである。」(『朝日新聞』1996年2月29日)

「衆院予算委と本会議での採決については何のめども立っていないのが現状。……住専処理法案の審議入りの時期も不透明……国会が再度、こう着状態に陥る可能性があり、住専処理法案と金融関連3法案の処理は曲折が予想される。」(『日本経済新聞』1996年4月3日)

その後、5月21日に住専処理法案は衆議院本会議で趣旨説明が行われ、6月18日に成立するに至ったが、以上のような経過を振り返ると1996年3月末時点で、住専処理策が成立することは確実な状況にあったという原告の主張が事実と食い違っていたことは明らかであり、住専処理策に関わる予算部分の凍結の可能性も予見されたというのが実態であった。そして、こうした状況を受け、住専母体行の1つ富士銀行は、1996年3月期決算で住専向け債権放棄を見送り、有税による償却を行う方針を固めたと報じられた⁷⁾。

4-3 法的整理の実質的可能性

原告は政府の住専処理策が成立する可能性は確実であったという一方で、かりに処理策が成立せず、法的整理に移行した場合でも原告の債権者としての地位が非母体金融機関に対して劣後の状態にあり、本件債権が無価値となっていた実態に変わりはないと主張した。また、原告勝訴の判決を下した1審東京地裁判決、最高裁判決が原告の後段の主張を「社会的通念」として支持したことは既述のとおりである。

確かに、住専関係金融機関内部での損失負担の按分という点でいえば、当時、農協系金融機関等から母体行責任が強く主張されていたのは確かである。しかし、それが社会通念といえるほど定着したものであったとは断定できない。この点を当時の関係者の言動、破産処理の趨勢等に照らして検討してみよう。

まず、政府側の認識を代表する発言として、久保亘大蔵大臣(当時)は1996年6月13日の参議院金融問題等に関する特別委員会において、次のように答弁し、住専処理策が成立しない場合は法的整理に移行する公算が高いことを明言している。

「今日この成立がおくれまして住専処理機構の成立が先へ延びる、そして預金保険機構と一体となった処理の機能がつかれないということになりました場合を非常に憂慮しております。その場合には、……このスキームそのものが白紙に戻ることになりますと、方法としては法的処理外になくなるだろうと思っております。」

次に、旧興銀自身、債権放棄に解除条件を付した法的意味をどのように認識していたのかを訴訟資料から確かめると次のような事実が判明する⁸⁾。まず、旧興銀は本件解除条件付債権放棄を決定した第 1485 回取締役会において、商法からいえば債権残高に比例したプロラタ負担が原則のところ、全額放棄することによって会社に追加的な負担をさせたことに対する責任を追及する株主代表訴訟の可能性を検討し、解除条件を付与することがそうした訴訟上の主張誘発を防止すると結論付けている。さらに、旧興銀は 1996 年 5 月 24 日付けの「当行の JHL 向け債権放棄契約の効力 —— 民法及び法人税基本通達との整合性並びに本質的な狙い」と題する文書において、次のように記している。

「当行の 3 月末解除条件付債権放棄は、既に効力が発生しており、商法 267 条に定める株主代表訴訟のリスクに晒されていることは明白な事実であります。」

「代表訴訟の究極的な論拠は、何故債権者平等の権利を放棄するのか、に尽きるわけであり、解除条件付の債権放棄は破産法第 23 条の定めにより復元の余地を残す点に、その法的法力が認められます。」

こうした内部資料が旧興銀の真意を正確に表しているとみなすのが自然であるから、法廷の場で、法的整理に移行した場合でも同行の住専に対する債権者としての地位は名目的なものにすぎないとする旧興銀の主張は信憑性に乏しい。むしろ、解除条件が成就した場合、本件債権の価値が復元するとみなしていたことは、同行が法的整理の可能性も視野に入れていたことの証左と考えられる。

最後に、母体行主義が当時、社会的通念といわれるほど定着したものであったかどうかを、破綻企業の債務整理の実態に照らして確かめておきたい。これについて、経済企画庁『平成 11 年度 年次経済報告』は次のように指摘している。

「いわゆる母体行主義ということがいわれていた。母体行主義とは、一般に、金融機関系列のノンバンクの経営状況が悪化した際に、設立母体である金融機関が融資額を超えても他の金融機関の融資を事実上肩代わりする、というこれまでの慣例を指す。そのため、金融機関系列のノンバンクは倒産の形を取らなかった。しかし、95 年以降、銀行本体の経営悪化に伴い、金融機関系列のノンバンクも倒産するようになり、これまでの『母体行主義』が崩れた。」

また、北海道拓殖銀行（当時）が母体行となっていた、たくぎん抵当の債務整理をめぐる係争事件を扱った2002年6月25日の札幌地裁判決（平成11年（ワ）第2211号 否認権行使）は「母体行主義の崩壊」という小見出しの節を設けて、次のように記している。

「母体行主義とは、銀行系のノンバンクの不良債権は、『その母体行が引き受けるという金融界の暗黙の了解』あるいは『母体行が債務をすべてかぶるか、かぶり切れない場合は自らの債権を放棄してから他の金融機関に負担を求めること』であり、これが金融界の常識とされていた。しかし、平成7年から銀行系ノンバンクの倒産が相次ぎ、平成7年に32件、平成8年に10件、平成10年に7件と多発していたところ、平成9年4月に、日債銀系ノンバンク3社が自己破産して、金融界に大きな衝撃を与えた。」

これの資料から判断して、1996年当時、母体行主義による債務整理が社会通念として定着していたとはいえ、むしろ崩壊の過程にあったというのが実態であったことがわかる。

以上を要約すると、1996年3月期決算当時、政府、旧興銀は母体行主義に基づく住専処理策が不成立に終わった場合、法的整理に移行する可能性を十分に認識していたことは明らかであり、実態から見ても母体行主義は崩壊の過程にあり、母体行の関連企業であっても倒産一法的整理の方法が選ばれることは珍しくなかったことが伺える。この意味で、母体行主義を社会通念と見立て、法的整理が選択される可能性を無視した原告ならびに東京地裁判決、最高裁判決は事実認識を誤っていたといえる。

5. 解除条件成就の可能性と債権放棄損の実現をめぐる判断

ここまで、旧興銀は対JHL社向け債権を解除条件付で放棄したと記してきたが、解除条件が付されたことが債権放棄の効力にどのような影響を及ぼすのか、ひいては債権放棄損の実現・未実現にどのように関わるのかを検討しておく必要がある。民法第127条は、「1. 停止条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ生ス 2. 解除条件付法律行為ハ条件成就ノ時ヨリ其効力ヲ失フ」と定めている。噛み砕いていうと、入学試験に合格したら時計をあげるといったように、一定の条件が成就したときに効果を生じさせるのが停止条件付法律行為であり、入学試験前に時計をあげるが、試験に不合格なら返してもらおうというように、一定の条件が成就したときに効果を消滅させるのが解除条件付法律行為である⁹⁾。この区別を法的効力の発生・消滅という視点から整理したのが表2である。

旧興銀は、このような法律上の区別を本件債権放棄にそのまま当てはめ、債権放棄約定書において明示された同行の意思に従って本件債権放棄を解除条件付と解するかぎり、債権放棄の効力は1996年3月29日に生じていると主張し、そうした私法行為の効力を基礎にし、

表 2 停止条件と解除条件の比較

	停止条件	解除条件
条件成就前	効力未発生	効力発生
条件成就の時	効力発生	効力消滅

会計監査人が無限定適正意見を付した財務諸表を課税庁が任意に否認することは許されないと主張した。

しかし、企業会計と税務とでは、損益（益金、損金）の実現について、要件の厳格さにずれがあるとはいえ、停止条件か解除条件かといった法形式ではなく、条件成就の可能性に着目して債権放棄損の実現の有無を判断する点では共通すると考えられる。つまり、かりに、本件債権放棄に付された条件を表見どおり、解除条件と解したとしても、1996年3月期決算の時点で条件が成就せず、債権放棄の効力が消滅する可能性がほとんどないのならともかく、条件が成就する可能性が高い、あるいは成就するかどうか予断を許さないような場合、企業会計では債権放棄損は実現したとはみなせない。逆に、本件債権放棄に付された条件がかりに停止条件であったとしても、条件成就の可能性が高いならば、法形式的にはいまだ債権放棄の効力は生じていなくても、債権放棄損を見越し計上するのが企業会計上の適正な処理といえる。この意味で、企業会計上、本件債権放棄に付された条件を表見どおりに解除条件と解するか停止条件と読み替えるかを議論する実益はないといってよい。税務も、回収不能の事実の確定性をより厳格に捉える点で企業会計とずれがあることは否めないが、法形式上の効力の発生、消滅にとらわれない点では企業会計と通じる点がある。

となると、問題の核心は条件成就の可能性ということになるが、これについては4-2で観察した種々の材料に照らして、1996年3月期決算の時点では条件が成就するかどうか（住専処理策を含んだ1997年度予算が無修正で成立するかどうか）予断を許さない状況であったというのが的確な判断といえる。そうであれば、成就するかどうか不確かな条件が付された債権放棄による貸倒損失はいまだ実現に至っていないとみなして計上を見合わせるのが適正な判断である。

なお、この点に関連して、旧興銀の主張を擁護する鑑定意見書を提出したある会計研究者は、旧興銀の1996年3月期の財務諸表が証券取引法による会計監査人の監査を受け、無限定適正意見が付されたことを以って、同行の貸倒れ処理は妥当と判断されるとする見解を記している。しかし、旧興銀の1996年3月期の財務諸表を監査したA監査法人（担当会計士はそれぞれ異なる）が、住専向け債権を保有した他の金融機関の同じ期の決算についてどのような監査意見を表明したかを調べたところ、次のような事実が判明した。

まず、A監査法人に所属した公認会計士とB会計士事務所に所属した公認会計士が監査を担当した大東銀行の1996年3月期の『有価証券報告書』を確かめたところ、貸借対照表関係

条件付債権放棄の会計・税務問題

の注記事項として次のような記載がされている。

「当銀行を含む第二地方銀行協会加盟行が母体となって設立した住宅金融専門会社である総合住金株式会社に対し、当銀行が当期末で有する債権は、3,182百万円であります。当期末時点で平成8年度予算案が国会で可決されなかったことなどから、全額債権放棄の条件が整わなかったため、同時点での回収不能見込額として、同社の不良資産比率に基づき算出した1,549百万円を間接償却しております。

なお、今後、国会で住専処理法案が可決されるなど全額債権放棄の条件が整備されれば、残余の1,632百万円を含め全額を債権放棄する可能性があります。」

ちなみに、こうした会計処理を含む同行の当期の財務諸表について、担当会計士は無限定適正意見を表明している。

次に、A監査法人に所属した別の公認会計士が監査を担当した長野銀行の1996年3月期の『有価証券報告書』を確かめたところ、貸借対照表関係の注記事項として次のような記載がされている。

「当行を含む第二地方銀行協会加盟行が母体となって設立した住宅金融専門会社である総合住金株式会社に対する債権額は789百万円であります。当期末時点で住宅金融専門会社の処理スキームが未確定であったため、回収不能見込額として同社の不良資産比率に基づき算出した379百万円を貸倒引当金としております。

なお、今後の動向によっては、残額410百万円についても損失となる可能性があります。」

こうした会計処理を含む同行の当期の財務諸表について、担当会計士は無限定適正意見を表明している。

このように、同じ決算期に同じ状況下にあった住専向け債権について、解除条件が成就する可能性はない（住専処理策が成立するのは確実）とみなして全額を放棄した旧興銀の財務諸表にも、住専処理策の成立は未確定であるとして全額の放棄を見合わせ、一部を間接償却した大東銀行、長野銀行の財務諸表にも、同じ監査法人に属する公認会計士が無限定適正意見を付けた事実からいうと、旧興銀が採用した会計処理が公正な会計慣行に従ったものであると言い切れないことは明らかである。このように、回収可能性に重要な影響を及ぼす共通の環境要因に制約されていた債権について、相反する会計処理を行った金融機関の会計処理のいずれにも無限定適正意見を表明したA監査法人の会計監査に一貫性、信頼性が欠けたことは否めない。しかし、本稿のこれまでの検討から得られた知見からいえば、少なくとも全額債権放棄による直接償却を見合わせた点では、大東銀行と長野銀行が採用した会計処理の

方が実態を適正に反映した処理であり、それと相反する会計処理を行った旧興銀の財務諸表に無限定適正意見を表明した監査には疑義を拭えない。

6. 貸倒損失の期間帰属の重要性

最後に、貸倒損失の期間帰属という論点から本件に関わる会計・税務問題を検討しておきたい。というのも、本件訴訟において、旧興銀の主張を擁護す主張を展開した数名の法律学者が次のような見解を述べていることに注意を喚起したいからである。

「本来、ある年度に生じた欠損金は、人為的に区切られた当該事業年度のみでなくその前後の事業年度の利益と通算するのが妥当であるというのがシャープ勧告に由来する税制の基本である。この点を考慮すれば、被告は、結局、平成 8 年度においては、本件損失の損金算入を認めているのであるから、本件債権が平成 7 年度において貸倒れであるとして、同年度の損金に算入した原告の処理を強いて否認する理由もなかったものと思われ、かかる原告の処理を認容してもよかったと考えられる。」¹⁰⁾

また、旧興銀の主張を擁護する鑑定意見書を提出したある法律学者は、意見書のなかで、次のように述べている。

「興銀が債権放棄の意思表示に解除条件を付した理由は、……会計上、債権放棄の効果を平成 7 年度に発生させることにあった。また、解除条件が成就した場合に債権を復活させることとした理由は、主として、本件債権放棄後に万一不測の事態が生じ、追加負担を巡る交渉が農林系統金融機関等との間で行われるようになった場合に備えて、債権者としての形式的な地位を留保し、系統金融機関などからの「ごり押しの」な要求を牽制するための「手立て」ないし「カード」を残しておくことにあったと解される。」

「平成 7 年度に放棄するか 8 年度に放棄するかで、税務上違法と評価されるような違いがあるとは考えられない。」

こうした法律学者の見解に共通するのは損益（益金・損金）の期間帰属の意義について関心が希薄だという点である。しかし、本件についていうと、旧興銀の JHL 社向け債権の貸倒損失が 1996 年 3 月期の損金となるか、翌 97 年 3 月期の損金となるかはどうでもよいどころか、課税所得に甚大な影響を及ぼす要因であった。というのも、旧興銀は当期において 4.830 億円に上る株式等売却益を計上していたことから、当期に本件債権の貸倒損失 3.761 億円の損金算入が認められ、この株式等売却益と相殺できるかどうかで課税所得に甚大な違いが生じ

たからである。しかも、本件債権放棄の約定が決算日の2日前の3月29日に交わされたことから考えると、旧興銀が他の大半の住専母体行が見送った債権放棄を1996年3月期に行った背景には、既定の事実となっていた株式等売却益を相殺する損金を当期内に計上する決算対策を講じなければならなかったという事情があったのではないかと推定される。

その際、解除条件という法形式が法的安定性を担保する意味から、条件成就の可能性が極めて低い契約にしか付すことができないといった縛りがあるならともかく、現実には当事者の意思で停止条件か解除条件かを任意に選択できるなかで、企業会計あるいは税法が「会計上、債権放棄の効果を平成7年度に発生させる」という当事者の意思を無条件に受け入れた場合、収益（益金）と費用（損金）の期間ごとの対応は法人の意思で任意に付け替えられ、差額としての年度ごとの純損益なり課税所得は恣意的に調整されてしまうことになる。

このように考えると、本件債権の貸倒損失の損金算入のタイミングが当期か翌期かを瑣末な問題であるかのようにみなし、解除条件という法形式の効果を短絡的に税務にも及ぼそうとする法律学者の見解は、企業会計や課税所得計算が期間計算であること、そのために損益の期間帰属について厳格なルールを必要とする意義をわきまえない稚拙な主張であるといえる。

注

- 1) 債権放棄損の税務上の取り扱いについては、渡邊俊夫『法人税解釈の実際—重要項目と基本通達—』1989年、中央経済社、369～380ページ参照。
- 2) 平成10年の税法改正にあたって、通達レベルで措置されてきた「債権償却特別勘定」は廃止され、代わって法人税法52条1項で貸倒引当金の個別評価による繰入れ（個別貸倒引当金）として引き継がれた。
- 3) 品川芳宜、鑑定意見書（平成12年1月24日）、48ページ参照。
- 4) 平成16年12月24日 最高裁第二小法廷判決 平成14（行ヒ）147号法人税更正処分等取消請求事件。
- 5) 平成14年3月14日 東京高裁判決 平成13年（行コ）94号法人税更正処分等取消請求事件。
- 6) 醍醐聰「支配会社のリーガル・リスクと連結会計制度」『経済学論集』（東京大学経済学会）1999年10月
- 7) 『日本経済新聞』1996年3月23日
- 8) 以下、旧興銀の認識については、被告準備書面（15）平成12年11月1日、86～88ページ参照。
- 9) 解除条件と停止条件の差異については、星野英一『民法概論Ⅰ（序論・総論）』1993年、良書普及会、239ページ以下；須永醇『新訂民法総則要論』1995年、勁草書房、163ページ以下；吉田豊『民法総則講義』2000年、中央大学出版部、529ページ以下、を参照。
- 10) 河本一郎・渡邊幸則「住専向け債権の『貸出金償却』をめぐる東京地裁判決——東京地裁平成13年3月2日判決の検討——」『商事法務』2001年4月25日、78ページ。

—— 2006年1月30日受領 ——